

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

消費者基本計画の体系				平成 30 年度 計画					所 属	
基本方針	施 策	取 組							決算額 (千円)	
1 商品のサービスの 安全の確保	(1)監視・指導・検査の徹底		乳児用ベッドや家庭用圧力鍋等による事故を未然に防止するため、消費生活製品安全法に基づく販売店への立入検査・指導	対象販売店	9月～12月	随時	県民生活センター、市町村、消費者庁	-	-	消費生活安全課
		イ	電気製品による火災事故等の発生を未然に防止するため	電気用品販売店	通年	立入検査予定 33販売店	-	-	-	消防保安課
		ウ	ガスによる重大事故を未然に防止するため、ガス事業法及び液化石油ガス法に基づく機器販売店への立入検査・指導	液化石油ガス販売所	通年	立入検査予定 8販売所	-	-	-	消防保安課
		エ	医薬品等の安全性を確保するため、医薬品・医療機器等法に基づく薬局及び医薬品販売施設等の監視・指導	薬局及び医薬品販売施設等	H30.7.2～H31.2.28	概ね3年で全施設実施	-	-	-	衛生薬務課
		オ	生活衛生を確保するため、生活衛生関係法令に基づく生活衛生施設の監視・指導	生活衛生関係事業者	通年	随時	(公財)山梨県生活衛生営業指導センター	-	-	衛生薬務課
		カ	水質の確保を図るため、水道法に基づく水道施設等の監視・指導	水道事業者	通年	随時	-	-	-	衛生薬務課
		(2)消費者事故の調査・公表								
		ア	消費者安全法に基づく消費者行からの重大事故情報やリコール情報の周知、必要に応じて国への立入検査の要請	市町村 県民	通年	随時市町村への情報提供、通知 第38条第1項に基づく通	市町村、消費者庁	-	-	消費生活安全課 県民生活センター
		イ	暖房器具等を使用する際の注意事項の消費者への情報提供	県民	通年(特に冬期)	随時	市町村、消費者庁	-	-	消費生活安全課 県民生活センター
		ウ	商品の欠陥等による消費者事故を防止するため、商品テストの実施等	県民	通年	随時	消費生活安全課、消費者庁	13	-	県民生活センター
(3)生活関連物資の安定供給・価格の安定化		ア	価格高騰時等の買い占めや売り惜しみを抑制するため、指定物資の価格調査、事業者への勧告、県民への情報提供	県民	通年	随時	県民生活センター、市町村	-	-	消費生活安全課
		イ	災害時における生活必需物資の調達協定に基づく物資の供給	県民	通年	災害発生時	県民生活センター、市町村	-	-	消費生活安全課
			「災害時における生活必需物資の調達等に関する協定」の締結協定に基づく運搬体制の強化	県民	通年	訓練1回実施	市町村、協定締結事業者等	-	-	防災危機管理課
			山梨県地産防災訓練にて協定締結企業との演習を実施	協定締結企業	H30.1.11	参加企業 2社	①防災危機管理課 ②山梨県トラップ協会	-	-	商業振興金融課
		ウ	商店や商店街等が地域と連携して行う買い物弱者対策のための取り組み	市町村	通年		①商店・商店街 ②商工金融協会・商工会 ③民間事業者等	5,000	-	商業振興金融課
		ア	米・小麦・大豆・とうもろこし等に関する生産者、事業者等への指導・立入検査等	食品事業者等	通年	随時	関東農政局山梨支局	-	-	消費生活安全課
		イ	リスクコミュニケーションを推進するため、食の安全・安心を語る会の開催等	県民	7月、11月	2回	-	44	-	消費生活安全課
		ウ	食の安全・安心の確保に関する重要事項の調査、審議等を行うため、食の安全安心審議会の開催	県民	7月、10月	2回	-	529	-	消費生活安全課
		エ	食の安全・安心の確保に関する重要事項の調査、審議等を行うため、食の安全安心審議会の開催	食品事業者	6月、9月、12月、2月	4回	関東農政局山梨支局	-	-	消費生活安全課
		オ	食品の安全性に関する相談を受けるため、食品安全110番の設置	県民、食品事業者	通年	随時	-	-	-	消費生活安全課
(4)食の安全・安心の確保		カ	県民への情報提供を充実させるため、食品自主回収情報等の県HPでの公表	県民	通年	随時	-	-	-	消費生活安全課
		キ	食品衛生法に基づく食品関係施設の監視・指導及び同法に基づいて食品等の企画営業に関する収去検査等	食品等事業者	通年	報告に応じて	-	-	-	衛生薬務課
		ク	食用に供する食肉、食鳥肉について検査・監視・指導	食用処理場	通年	随時	-	-	-	衛生薬務課
			と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて実施	と畜場	通年	随時	-	-	-	衛生薬務課

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

消費者基本計画の体系

平成 30 年度計画

H30事業計画

[illegible]

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

消費実態調査の体系

消費生活基本計画の体系										平成 30 年度 計画				1100 年 末 目 的	
基本方針	施 策	取 組	内 容	対 象	期 間	回 数	担 当	経 費	決 算 額	所 属					
2 消費者と事業者との取引の適正化	(1) 表示等の適正化の推進	ア	家庭用品の品質表示の適正化を図るため、家庭用品買 つて販売店への立入検査等	対象販売店	通年	随時	市町村	-	-	消費生活安全課					
		イ	食品表示ラベルによるモニタリング	県民	通年	登録98名	-	-	-	消費生活安全課					
		ウ	家電製品の表示の適正化を図るため、家電販売店等と協 働し、家電販売の適正表示調査	家電販売店	12月～1月	年 1回	(公社) 全国家電製品協会、 正取引協議会、販売部、山 梨県支所	-	-	消費生活安全課					
		エ	消費者の適切な選択機会を確保するため、食品表示法に基 づく事業者への指導、措置命令等	対象事業者	通年	随時	消費者庁	-	-	消費生活安全課					
		オ	食品表示の適正化を図るため、合同調査の実施	食品事業者	6月、9月、12月、2月	4回	関東農政局山梨支局	-	-	消費生活安全課					
		カ	有害物質を含む家庭用品による健康被害を防止するた め、有害物質を含む家庭用品規制法に基づく販売規制、回収 命令、立入検査	事業者	9月	販買検査年1回	なし	-	-	衛生業務課					
		キ	食品等の内容量表示の適正化を図るため、計量法に基づ く表示を行う者への適正表示の指導、対象商品を製造及び販 売する事業者等への立入検査	事業者	年2回 (6～8月、10～12月)	調査数 24事業所	-	-	-	産業政策課					
		ク	前払式特定取引等における契約の適正化を図るため、割賦 販売法に基づく事業者への立入検査等	対象事業者	10月	立入検査 2件	関東経済産業局	-	-	消費生活安全課					
		ケ	特定商取引法及び消費生活条例に基づく悪質事業者への 指導、行政処分	対象事業者	-	-	県民生活センター、消費者庁	-	-	消費生活安全課					
		コ	資金業法に基づく事業者への立入検査、行政処分	登録資金業者	通年	立入検査 6件	①甲府財務事務所 ②日本貸金業協会	250	-	商業振興金融課					
3 消費者被害の防止と救済	(2) 消費者契約の適正化の推進	エ	旅行契約の適正化を図るため、旅行業法に基づく事業者へ の立入検査	旅行事業者	3月	検査 4箇所程度	(社) 全国旅行業協会山梨県 支部	-	-	観光企画課					
		オ	宅地建物取引の適正化を図るため、宅地建物取引業法に 基づく事業者への指導、監督	宅地建物取引業者	11月	20～30業者(予定)	-	-	-	建築住宅課					
		カ	サイバー犯罪のノットルール・取締	-	通年	-	-	-	-	県警本部生活安全捜査課					
		キ	生活経済関係法令に基づくヤミ金融、悪質商法等の生活経 済事犯の取締	-	通年	-	-	-	-	県警本部生活安全捜査課					
		ク	取締を強化するため、関係機関等との情報共有	-	通年	-	-	-	-	県警本部生活安全捜査課					
		ア	消費者安全の確保のため、地域で活動する消費生活協力 員の委嘱	消費生活協力員 消費生活協力団体	任期 2年 協力員 H30.4.1～H32.3.31 協力団体 H29.4.1～H31.3.31	協力員 84名 協力団体 5団体	県民生活センター・市町村	515	-	消費生活安全課					
		イ	消費者行政推進会議による情報共有	消費者行政推進会議(総務、関係機関等)により、法に基づく消費 者事故情報の連絡体制、消費者事故、消費者被害等に関する相談体 制について情報共有	県民	H30.5 開催	1回 27関係所属	県民生活センター	-	-	消費生活安全課				
		ウ	消費生活相談窓口の周知を図るため、県HP、情報誌、テレ ビ等を活用した広報の実施	県民	通年	随時	市町村、金融広報委員会	51,914	-	消費生活安全課					
		エ	消費者ホットライン(188)の周知	県民	通年	随時	市町村	-	-	消費生活安全課					
		オ	消費者や市町村に対する消費者トラブルやリコール等に關 する情報提供	県民 市町村	通年	随時	市町村	-	-	消費生活安全課					
カ	消費者からの苦情相談に係る助言・あつせん等	県民	通年	随時	市町村	-	-	消費生活安全課							
キ	消費生活被害事犯が疑われる場合、相談者の同意に基づき警察への 警察への早期情報提供	消費生活被害事犯が疑われる場合、相談者の同意に基づき警察への 早期情報提供を行う	県民	通年	随時	市町村	-	-	消費生活安全課						

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

消費者基本計画の体系

平成 30 年度 計画

H30事業計画

基本方針	施策	取組	実施回数 実施回数 実施回数 実施回数 実施回数					所要額 (千円)		所 属
			実施回数 実施回数 実施回数 実施回数 実施回数	実施回数 実施回数 実施回数 実施回数 実施回数	実施回数 実施回数 実施回数 実施回数 実施回数	実施回数 実施回数 実施回数 実施回数 実施回数	実施回数 実施回数 実施回数 実施回数 実施回数	所要額 (千円)	所要額 (千円)	
		ク 消費生活相談員の資質向上のため、レベルアップ研修等の実施	消費生活相談員の資質向上のため、レベルアップ研修等を実施する	消費生活相談員等	通年	年8回	消費生活安全課	-	-	県民生活センター
			PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した消費者トラブル等の分析・情報提供	県民 市町村	通年	随時	消費生活安全課	-	-	県民生活センター
			弁護士など専門家による無料相談の実施	県民	通年	384コマ	弁護士会、消費生活安全課	2,073	-	県民生活センター
			・県社会福祉協議会に「地域福祉推進センター」を設置し、日常生活支援業務に関する調査・調査・研究、広報・啓発、研修等を実施。 ・県社会福祉協議会(甲府市社会福祉協議会)に委託し、利用者への自立支援計画の策定、日常的な金銭管理サービスや日常生活支援サービスを実施。	認知症高齢者、知的障害者等のうち、判断能力が不十分な者	通年	利用者 597人	山梨県社会福祉協議会	41,837	-	福祉保健総務課
			成年後見制度の活用を促進するため、実際に家族等からの相談に対応する市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員を対象とした研修会を開催する	市町村及び市町村社会福祉協議会職員	予定なし	予定なし	山梨県立大学、県社会福祉協議会	-	-	健康長寿推進課
			相談業務に当たる機関・団体が連携して迅速適切な相談対応	消費者	通年	随時	消費生活安全課、県民生活センター	-	-	県警本部総務課
			・防犯講話における注意喚起、各種広報媒体を活用した注意喚起の実施 ・関係機関との連携による消費者被害の防止に関する広報啓発活動の展開 ・関係機関との連携による相談体制の整備を推進するため、該当市町村を訪問、また関係市町村が開催する検討会等において、助言・意見調査等を実施	県民	通年	随時	県民生活センター 市町村	-	-	県警本部生活安全企画課
			消費生活センターの設置等に係る広域連携の調整	該当市町村	通年	随時	市町村	-	-	消費生活安全課
			消費生活相談員養成研修の実施 (平成28年度 単年度事業)	-	-	-	-	-	-	消費生活安全課
			市町村職員の研修や消費生活相談員養成講座の実施	市町村職員 消費生活相談員	通年	研修:年6回	-	-	-	県民生活センター
(2)市町村における相談体制の充実		ウ 消費者ホットライン(188)と市町村相談窓口の周知	消費者月間における啓発事業、その他広報活動による周知	県民	通年	随時	-	-	-	消費生活安全課
			相談員配置等に伴う、新規にPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を導入について指導	該当市町村	通年	随時	県民生活センター、市町村、消費者庁	-	-	消費生活安全課
			PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の普及促進、効果的な情報共有	市町村	通年	随時	消費生活安全課、市町村、消費者庁	-	-	県民生活センター
			消費生活相談員等の電話や訪問による市町村支援	消費生活相談員等	通年	随時 (訪問支援 18市町村 電話支援 9市町村)	消費生活安全課	-	-	県民生活センター
			「見守りネットワーク」の活動を支援するため、消費者事故や被害及びトラブル等に関する情報の提供	消費生活協力員 消費生活協力団体	通年	随時	-	-	-	消費生活安全課
			「見守りネットワーク」の活動を支援するため、市町村において「見守り活動者」を募集し、消費者事故や被害等の発生を未然に防ぐための取組を推進するため、「山梨県消費生活安全推進協議会」を設置し、消費者安心生活の推進を図るため、山梨県消費生活安全推進協議会(仮称)を設置	見守り活動者	通年	随時	-	-	-	県民生活センター
			市町村が設置した消費者安全確保地域協議会の円滑な運営と相互連携を図るため、山梨県消費生活安全確保地域協議会連絡会議(仮称)を設置	市町村消費生活行政	会議設置 H28.4.1 5月、11月予定	会議開催 2回/年	市町村	-	-	消費生活安全課
			消費者団体が実施する消費者への啓発や教育、被害防止等の活動に対する支援	消費者団体	10月～3月	助成事業数:10事業程度	消費者団体	500	-	消費生活安全課
			消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	消費者団体	600	-	消費生活安全課
(3)見守り体制の構築		エ 通称消費者団体(消費者に代わって差止め請求権を行使できる法人)や公益的団体等との連携	通称消費者団体への認定を目指す「やまなし消費者支援ネット」の情報交換会を実施	該当団体	通年	随時	該当団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	消費者団体	600	-	消費生活安全課
			消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	消費者団体	600	-	消費生活安全課
			消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	消費者団体	600	-	消費生活安全課
			消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	消費者団体	600	-	消費生活安全課
			消費者団体や事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体との連携による消費者被害の防止に関する講座やセミナーの開催	県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	消費者団体	600	-	消費生活安全課
(4)県内団体等の連携		イ 消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課
			消費生活センターや事業者団体等との意見交換や情報提供	消費者団体 関係事業者団体	通年	随時	消費者団体、事業者団体	-	-	消費生活安全課

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

消費者基本計画の体系				平成 30 年度 計画					所 属	
基本方針	施 策	取 組	内容(大まか)	実施主体	時期	実施回数 (実施回数・参加者数)	実施団体等 (実施団体等)	予算額 (千円)	決算額 (千円)	
(5) 多重債務問題の解決		ア 関係機関・団体との連携による債務問題の解決に向けた支援	多重債務者相談強化キャンペーン、法律無料相談会への協力	県民	9月から12月	2回	弁護士会、司法書士会	-	-	消費生活安全課 県民生活センター
		イ 弁護士による無料相談の実施	弁護士による無料相談の実施	県民	通年	384コマ	弁護士会、消費生活安全課	2,073	-	県民生活センター
		ウ 心の健康(ケア)に関する相談の実施による自殺防止	①こころの健康相談統一ダイヤル ②多重債務者等への健康相談	相談者	通年	① 600件 ② 30件	-	2,833	-	障害福祉課
		エ 貸金業法に基づく貸金業者への立入検査・行政処分	貸金業法に基づく事業者への立入検査・行政処分	登録貸金業者	通年	立入検査 6件	①甲府財務事務所 ②日本貸金業協会	250	-	県警本部生活安全捜査課
		オ ヤミ金融業者の取締の強化	ヤミ金融業者の取締の強化	-	通年	-	-	-	-	県警本部生活安全捜査課
		カ 消費者訴訟に係る訴訟費用の負担、必要資料の提供等	消費者訴訟に係る訴訟費用の負担、必要資料の提供等	県民	通年	随時	-	500	-	消費生活安全課
		キ 消費生活紛争処理委員会、建設工事紛争審査会によるあっせん・調停の実施	消費生活紛争処理委員会の開催、今後の運営方法についての検討 あっせん・調停の実施	委員会委員 県民	通年	随時	-	113	-	消費生活安全課 県民生活センター
		ク 建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき山梨県建設工事紛争審査会を設置	建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき山梨県建設工事紛争審査会を設置	建設工事等の注文者	通年	随時	-	357	-	建設業対策室
		ク 消費者教育を推進するため、消費者教育シンポジウム等の開催	消費者教育を推進するため、消費者教育シンポジウム等（開催予定なし）	-	-	-	-	-	-	消費生活安全課
		イ 消費者団体との連携による消費生活地域講座の実施	消費生活地域講座委託事業（寄附）	県民	委託期間 8月～1月	委託先:2消費者団体 講座開催各団体 3地域以上6事業	消費者団体	600	-	消費生活安全課
(1) ライフステージや、学校や地域など場に応じた体系的な消費者教育の推進		ウ 大学生の消費生活に関する理解を深めるため、大学と連携した消費者問題に関する啓発講座の実施	大学との連携による若者を対象とした消費生活講座の実施	大学生	通年	県内7大学 開催数 12回	県内7大学	702	-	消費生活安全課
		エ 市町村における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置に向けた調査	市町村における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置に向けた調査	市町村	-	-	-	-	-	消費生活安全課
		オ 事業者が消費者の声を反映した商品・サービスの提供を行うため、消費生活ポータルサイトなどの活用による情報提供 商品表示法など、消費者の権利を保護する法律を理解し、消費者志向経営を推進するための研修会等を実施	事業者が消費者の声を反映した商品・サービスの提供を行うため、消費生活ポータルサイトなどの活用による情報提供 商品表示法など、消費者の権利を保護する法律を理解し、消費者志向経営を推進するための研修会等を実施	事業者	情報提供:通年 研修会等:10月～11月	随時 1回	事業者団体	364	-	消費生活安全課 県民生活センター
		カ 消費生活情報誌「かいじ号」の発行	消費生活情報誌「かいじ号」の発行	県民	①かいじ号 4月、7月、2月 ②金融特集号 10月～11月	①7,000部 ②20,000部	-	343	-	消費生活安全課 県民生活センター
		キ 消費者被害を防止するため、チラシ、パンフレット、DVD等による啓発	消費者月間における「パネル展」の開催、関係機関発行の啓発資料等の展示配布、DVDの放映、教育委員会等関係部署において開催される会議、研修会等において、消費者被害を防止、消費者教育関係資料等の配付。	県民	5月(消費者月間) 資料配付等通年	パネル展示(8日間) 街頭キャンペーン(甲府駅前・小瀬) 随時	山梨県金融広域委員会、関係財務局甲府財務事務所	-	-	消費生活安全課 県民生活センター 消費生活安全課 県民生活センター 私学・科学振興課
		ク 場の特性に応じた消費者教育の実施できるよう、消費者教育ポータルサイト(消費者庁)の紹介・活用促進	消費者教育ポータルサイト(消費者庁)の紹介資料、その他消費者教育教材等の資料提供	県民 関係団体	通年	数10団体	-	-	-	消費生活安全課 県民生活センター 私学・科学振興課
			子育てネット、子育てイベントブック、各種研修会等を通じての消費者教育ポータルサイトの周知及び活用促進	幼児 保護者 保育士	保育所(園)長会議	開催数 1回 参加者数 延べ250名	-	-	-	子育て支援課
			市内関係課との連携により、福祉・介護関係者全職における高齢者等の見守りネットワーク構築推進、出前講座活用の促進、啓発消費生活協力団体の活用等について実施する、見守り活動等に資するために実施する研修への講師派遣	福祉関係者 消費生活協力団体	通年	随時	健康長寿推進課 障害福祉課	-	-	消費生活安全課 県民生活センター
		ケ 高齢者・障害のある人等を消費者団体、介護サービス事業者等に連携して見守るため、支援者への啓発	支援者(介護サービス事業者や自立支援事業者)等に対する出前講座の活用・啓発	介護サービス事業者等	①介護サービス事業者 H306月上旬 ②新しい総合事業開始 研修会 H308～H31.1	① 3回、参加者約240名を想定 ② 計4回、参加者累計約330名を想定	①～③保健福祉事務所	526	-	健康長寿推進課
			障害福祉サービス事業者等に対する集団指導に併せて、パンフレットを配布し啓発	事業者、支援員	平成31年3月	1回、300人、300枚	-	-	-	障害福祉課
コ 「やまなしまなびネット」による学習情報の提供		「やまなしまなびネット」による学習情報の提供	「やまなしまなびネット」により、様々な学習機会の提供、及び学習成果の適切な評価を実施。 「やまなしまなびネット」により、インターネットを通じて多様な学習機会や指導者等の情報を提供。	一般県民	通年	県内各団体 新規掲載件数1,200件	-	2,246	-	生涯学習文化課

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

消費者基本計画の体系				平成 30 年度 計画				予算額 (千円)		所 属	
基本方針	施策	取 組	内 容 (事業名)	対象者	実施期間	実施回数 (回/年)	実施場所	予算額 (千円)	所 属		
(2)消費者教育の人材(担い手)の育成		サ	ライフステージに応じた啓発リーフレット等の作成・活用	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター		
		シ	ライフステージに応じた出前講座(児童生徒講座、若者講座、高齢者講座、一般成人講座、見守り関係者講座、教職員講座)の活用促進	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター		
		ス	子どもの事故防止に向けた情報発信・啓発	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター		
		セ	大学生の消費生活に関する実践的な能力を育成するため、大学と連携した消費者啓発イベント等の作成・活用	大学生	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター		
		ソ	安全・安心に関する情報を提供するため、情報コーナーの設置	県民	通年	随時	消費生活安全課	-	県民生活センター		
		タ	消費者被害防止のため、くらしの情報(テレビ放送)による注意喚起	県民	通年	534回	消費生活安全課	8,336	県民生活センター		
		チ	ことぶき制学院における消費生活講座の実施	受講生	5月、9月、11月、12月	年間5回	消費生活安全課	-	県民生活センター		
		チ	ことぶき制学院における消費生活講座の実施	高齢者への継続的かつ自主的な学習の場の提供及び新たな生きがいづくり、仲間づくりと健康で活かに暮らす地域づくりに貢献できる人材の育成	概ね60歳以上	年間25講座 この中で消費・経済などを扱う	開催数 12回 参加者数 定→320名	(公財)やまなし文化学習協会 県内4教育事務所	20,480	社会教育課	
		リ	消費者教育フェスタの開催の通知	①小中学校 ②高等学校 小学生 中学生	8月、12月、12月	3回	文部科学省生涯学習政策局	-	私学・科学振興課		
		リ	自立した消費者としての基礎を培うため、学習指導要領に基づく消費者教育の実施	家庭科など学習指導要領に基づく消費者教育の実施、ホームルーム、科目を横断する総合的な学習の時間などの時間をとって自立した消費者としての基礎を培う。	高等学校	学習指導要領の位置づけによる	-	-	-	高校教育課	
		テ	幼児期における消費者教育を推進するため、子育て支援団体等を活用した啓発の実施	幼児 保護者 保育士	保育所(園)長会議	開催数 1回 参加者数 定→250名	-	-	-	子育て支援課	
		ト	他の学校における活用を図るため、授業実践例のHPへの掲載	小中学生	学習指導要領の位置づけによる	-	-	-	-	義務教育課	
		ア	消費者団体の担い手を育成する取組への支援	高等学校教員	通年	-	-	総合教育センター	-	高校教育課	
		イ	地域における消費者教育の推進を図るため、消費生活協力員の委嘱、研修の実施	消費生活協力員	任期 H30.4.1～H32.3.31	84名	515	県民生活センター・市町村	-	消費生活安全課	
		ウ	消費者教育を担う多様な主体による連携・協働した体制づくりを図るため、コーディネーターの配置等の検討	県民	H28.4.1～	1名	-	-	-	消費生活安全課 県民生活センター	
(3)関連する教育との連携 ①環境教育		エ	小・中・高の教職員の指導力の向上を図るため、国の調査研究成果を活用した情報提供、消費者教育教材の配布	小・中・高の教職員	通年	随時	消費生活安全課、義務教育課、高校教育課、総合教育センター	-	県民生活センター		
		オ	大学等の教職員の消費生活問題への理解を深めるため、消費生活講座等の情報提供、出前講座の実施	大学等の教職員	-	-	-	消費生活安全課	-	県民生活センター	
		カ	市町村の消費者教育の担い手を育成するため、消費生活相談員等レベルアップ研修の実施、情報提供	消費生活相談員等	6月～2月	年8回	消費生活安全課	-	県民生活センター		
		キ	教職員研修を効果的に実施するため、出前講座の実施	教職員	8月等	1回以上	消費生活安全課、総合教育センター	-	県民生活センター		
		ク	出前講座を学校訪問に名称を変更。さらに、学習指導要領に沿った授業づくりの研修や授業実践発表等を通して、消費者教育の浸透や、家庭科の指導力向上を目指す研修会の実施	小中・特教校	研修会 7/25	対象定員16名	-	-	-	総合教育センター	
		コ	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の派遣 (環境学習指導者派遣事業)	小学生 中学生 高校生 一般	平成30年4月～	年75回程度	-	-	-	森林環境総務課	
		ク	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の派遣 (環境学習指導者派遣事業)	小学生 中学生 高校生 一般	平成30年4月～	年75回程度	-	-	-	森林環境総務課	
		コ	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の派遣 (環境学習指導者派遣事業)	小学生 中学生 高校生 一般	平成30年4月～	年75回程度	-	-	-	森林環境総務課	
		ク	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の派遣 (環境学習指導者派遣事業)	小学生 中学生 高校生 一般	平成30年4月～	年75回程度	-	-	-	森林環境総務課	
		コ	環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者(やまなしエコリーダー)の派遣 (環境学習指導者派遣事業)	小学生 中学生 高校生 一般	平成30年4月～	年75回程度	-	-	-	森林環境総務課	

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

H30事業計画

消費者基本計画の体系				平成 30 年度 計画					所 属	
基本方針	施 策	取 組	内容(事業名)	対象者	時期	実施回数 (実施回数)	実施団体	予算額 (千円)	決算額 (千円)	
(3)関連する教育との連携 ②食育		ウ 児童生徒の循環型社会形成等に関する理解を深めるため、こみの取組防止と3Rを進めるためのホスター・模範コンテストの実施	(事業廃止)	-	-	-	-	-	-	森林環境総務課
		エ 地球環境や循環型社会に関する理解を深めるため、環境情報館・やまなし環境学習プログラム(県HP)の掲載、環境ラィラリー―事業による情報発信	県民	通年	パナール・ビデオDVDの貸し出し	-	-	-	-	森林環境総務課
		オ 自然環境やこみの減量等について考える機会を提供するため、フロンティア・フットベンチャーややまなし少年海洋連中の実施	県内中学生	H30.7.31～H30.8.8	参加者 50名	-	-	2,258	-	社会教育課
		カ 安心して毎日の食生活を送ることができるよう、「食の安全・安心ポータルサイト」による情報提供	県民	通年	随時	-	-	-	-	消費生活安全課
		キ 食の安全・安心の確保や食育に対する消費者の知識や理解を深めるため、食育推進ワークショップ、食の安全・食育推進大会の開催	県民	6月、9月	シンポジウム1回 推進大会1回	食育推進協議会 食の安全・安心推進大会運営委員会	-	677	-	消費生活安全課
		ク 食品関連事業者、NPO法人等の食育活動を促進するため、やまなし食育推進コンソーシアム、食の安全・食育推進の取り組みの紹介	県民	通年	随時	食品事業者等	-	-	-	消費生活安全課
		ケ 食品ロスに対する認識をより高め、消費行動を改善するため、食品ロス削減のための啓発の実施	県民	通年	随時	食品事業者等	-	-	-	消費生活安全課
		コ 大学等と連携した食育推進ボランティアの養成、ヘルシーメニューの開発、県民健康公開講座の開催等	大学生等	研修会	随時	各大学等、 資料等はホームページに公開	-	-	-	消費生活安全課
		ク 郷土料理を活用した食文化の継承を推進するため、食生活改善推進員連絡協議会等関係団体との連携による食に関するイベント等の実施	大学生	県民健康公開講座6月 他は通年	公開講座2回(定員48名) 資料等はホームページに公開	山梨学院大学・山梨学院短 精大学	-	-	-	健康増進課
		シ 乳幼児期にふさわしい食生活の実践を推進するとともに、家庭での地産地消を推進するため、保育所等における地産地消に係る食育の推進	保育所 認定こども園等	随時	-	市町村 保育所 認定こども園	-	-	-	子育て支援課
		ス 地産地消、食育の推進を図るため、ふるさと特産品フェアやフェスタまきは等の開催	一般県民	H30.7月～11月	開催回数:4回	山梨県特産林産協会	250	-	-	林業振興課
		セ 県内農産物直売所・飲食店等の利用拡大による地産地消の推進	県民等	10月20、21日	開催数:1回 参加者数 40,000人(予定)	①農業まつり実行委員会 (農政総務課) ②林業まつり実行委員会 (林業振興課) ③(公社)やまなし観光推進機構	2,000	-	-	観光プロモーション課

地産地消、食育の推進を図るため、ふるさと特産品フェアやフェスタまきは等の開催	消費者と生産者との交流を図り、地産地消を推進するための「ふるさと特産品フェア」(農業まつり)の開催	一般県民	H30.10.20～10.21	開催数:1回 来場者数 5万人程度	農業まつり実行委員会	2,400	-	-	農政総務課
		生産者、流通業者、直売所関係者、消費者等	H31年1月	1回	農務事務所	210	-	-	果樹・6次産業振興課 (販売・輸出支援室)
		県民等	10月	1回	フェスタまきは実行委員会	670	-	-	畜産課
		県民等	H30年7月～8月 H30年10月～H31年3月	フーディーバー2回による情報発信	農務事務所 各農産物直売所	648	-	-	果樹・6次産業振興課 (販売・輸出支援室)
		県民等	10月	1回	フェスタまきは実行委員会	670	-	-	畜産課

山梨県消費者基本計画に基づく平成30年度施策の実施計画

消費者基本計画の体系

平成 30 年度 計画

H30事業計画

消費者基本計画の体系			平成 30 年度 計画					所 属		
基本方針	施策	取 組	内容(計画)	対象者	時期	実施回数 (参加者数)	実施回数 (参加者数)	決算額 (千円)	所 属	
		ソ 食や農業に関する関心を高め理解を促進するため、高校生 あぐり体験事業の実施	食や農業に関する関心を高め理解を促進するため、高校生を対象とし た農業体験を実施する。	高校生	H29.7下旬 H29.8下旬	開催数2回 参加者数延べ40名	-	184	農業技術課	
		タ 学校における食育指導体制の充実を図るため、栄養教諭等 研修会の実施	栄養教諭学校栄養職員研修会、給食主任研修会、初任者研修を実施	①栄養教諭 ②学校栄養職員	①研修会 6月、10月 ②初任研 通年	①研修会 実施回数 3 回 参加者数 延430 人 ②初任研 実施回数 10 回 参加者数 8人	-	105	スポーツ健康課	
		チ 健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健 康で心豊かな食生活を営むため、児童生徒及び保護者に対 する啓発活動の実施	学校教育活動全体を通じて食に関する指導実践について指導 便りや通信の配付、給食委員会、食生活に関する学習会、授業参観 での食育の実践に対する支援	①小中学校 ②高校待受	通年	各学校単位で実施	-	-	スポーツ健康課	
		ツ 暮らしやすい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、学校に おける食育推進事業の実施	実施校を指定し、栄養教諭を中心に食育のモデル実践プログラムを構 築し、効果的な取り組みを普及する。 シンポジウムを開催し、実施校での事例の紹介や効果的な取り組み、 情報提供を行う。(H28国委託事業)	-	-	-	-	-	スポーツ健康課	
		テ 地域の農業生産者等との協力による学校給食での地産地 消の推進	各種研修会や公立学校食育推進研究会で地産地消の活用や教育的 効果について指導。先進的な取り組みの事例紹介。	①栄養教諭 ②学校栄養職員	通年	各種研修会で実施	-	-	スポーツ健康課	
		ト 金融に関する知識・判断力の向上のため、県金融広報委員 会(注)、甲府財務事務所と連携した金融経済教育の推進	消費生活情報誌「かいじ号」金融広報特集号の作成、消費者月間にお けるパネル展、各種会議、研修会における金融経済教育の啓発資料の配 布 ※金融リテラシーの向上に向けた関係者会議 ※金融機関と連携した金融経済・啓発活動の推進 「高齢者等の安心・安全な生活環境づくり」に向けた協定」による取 組	一般消費者	H30.11	配布枚数 ①かいじ号金融広報特 集号 1,000部 ②啓発パンフレット 未定	山梨県金融広報委員会 関 東財務局甲府財務事務所	-	-	消費生活安全課
		ナ 児童生徒の健全な金融観を育むため、金融・金融経済研究 校による金融経済教育の実践、講演会・公開授業の実施	金融・金融経済研究校の推薦 「金融経済教育機関」山梨の開催の通知 「金融知識普及実践者」の推薦	①小中学校 ②高等学校 ③幼稚園	11月 10月 6月	1回	金融広報委員会	-	-	私学・科学振興課
		ニ 児童生徒の健全な金融観を育むため、金融・金融経済研究校による金 融経済教育の実践、講演会・公開授業の実施	児童生徒の健全な金融観を育むため、金融・金融経済研究校による金 融経済教育の実践、講演会・公開授業の実施	①秋山小H29～H30 ②玉湯南小H30～H31	①未定 ②未定	①金融経済公開授業1 回、参加者数 未定、配 布枚数 未定 ②金融経済学習会等	山梨県金融広報委員会	-	-	義務教育課
		ノ 現在および将来の生活を支える金融・経済に関する正しい知識の習 得のため、具体的な教育を実践し、その効果的な方法を研究すること を目的として、金融・金融経済研究校における金融経済教育の実施。	現在および将来の生活を支える金融・経済に関する正しい知識の習 得のため、具体的な教育を実践し、その効果的な方法を研究すること を目的として、金融・金融経済研究校における金融経済教育の実施。	高等学校	研究指定校の研究推 進時期による	各教科等に金融経済の 実践(通年) 県立ち教室 1回 金融基礎講座 1回	研究指定校(北杜高校)	-	-	高校教育課
		金融に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座、県立ち教 室などの県金融広報委員会と連携した金融経済教育の実施	金融に関する知識・判断力の向上のため、消費者教育講座、県立ち教 室などの県金融広報委員会と連携した金融経済教育の実施	-	-	-	-	-	-	私学・科学振興課
(3)関連する教育との連携 ④国 際理解教育	又 国際理解への関心を高めるため、学習指導要領 に基づく国際理解教育の実施	総合的な学習の時間や、外国語活動、英語の時間における言語の修 得と併せた伝統や文化についての学習の実施	小学生 中学生	学習指導要領の位置 づけによる	-	-	-	-	義務教育課	
		公民科において、国際社会が共通に抱える諸課題について取り上げ、 国内的側面と国際的側面との関連や国際的依存の深化を認識させな がら相互に深く関連し合っていること等の学習を実施。	高等学校	学習指導要領の位置 づけによる	-	-	-	-	高校教育課	
		法教育に関する教員研修及び出前教室	法教育に関する教員研修及び出前教室	①小中学校 ②高等学校	4月	1回	文部科学省初等中等教育局 教育課程課、甲府地方検察 庁	-	-	私学・科学振興課
		公民科において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方を理解さ せるため、「裁判員制度」などを具体的に取り上げ、討論・意見発表など を通じた指導の実施。 また消費者生活と責任、消費者行政などをテーマに討論発表、調べ学 習など実践的消費生活教育を行う。	公民科において、法や規範の意義や役割、司法制度の在り方を理解さ せるため、「裁判員制度」などを具体的に取り上げ、討論・意見発表など を通じた指導の実施。 また消費者生活と責任、消費者行政などをテーマに討論発表、調べ学 習など実践的消費生活教育を行う。	高等学校	学習指導要領の位置 づけによる	選考出前講座 弁護士出前講座 憲法出前講座 租税教室	選考管理委員会 弁護士会 県内大学 財務省	-	-	高校教育課
(3)関連する教育との連携 ⑤法教育	私法の基本的な考え方を素生活と結びつけて理解し、身に つけるため、学習指導要領に基づき法教育の実施	私法の基本的な考え方を素生活と結びつけて理解し、身に つけるため、学習指導要領に基づき法教育の実施								